

# 北海道農業・農村振興審議会規則

平成9年4月3日  
北海道規則第41号  
最終改正  
令和2年3月31日

(趣旨)

第1条 この規則は、北海道農業・農村振興条例（平成9年北海道条例第10号）第29条の規定に基づき、北海道農業・農村振興審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会)

第2条 部会は、審議会から付託された事項について調査審議するものとする。

2 部会は、会長の指名する委員及び特別委員をもって組織する。

(部会長)

第3条 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

2 部会長は、部会を代表し、部会の議事その他の事務を処理する。

3 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

4 部会の会議は、部会長が招集する。

(会長への委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、審議会の議事その他の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 北海道農業振興審議会条例施行規則（昭和55年北海道規則第23号）は、廃止する。

附 則（平成25年3月29日北海道規則第31号）

[附属機関の設置等に係る関係規則の一部を改正する規則の附則]

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月24日北海道規則第18号）

[北海道農業・農村振興審議会規則の一部を改正する規則の附則]

この規則は、令和2年3月31日から施行する。